

鹿児島県信用保証協会のあらまし

2022

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE



一歩を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

Ⅱ ごあいさつ



当協会の業務運営につきましては、平素より格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和3年度の事業活動並びに今年度の経営計画について御報告するディスクロージャー誌「鹿児島県信用保証協会のあらまし2022」を作成しました。ぜひ御一読いただき、信用保証制度や当協会の業務内容、事業実績、経営計画などについて、御理解を深めていただければ幸いに存じます。

新型コロナウイルス感染症の流行から3年目となり、その間、変異ウイルスの感染拡大と収束の繰り返しにより、対面型サービス業を中心に中小企業の皆様は厳しい経営を余儀なくされてまいりました。加えて、ウクライナ情勢等を受けた原油・原材料等の価格高騰により物価は上昇しており、国民生活はもとより中小企業者の経営環境は一段と厳しさを増しております。

中でも、本県の基幹産業である観光関連産業の経営状況は厳しい状況にあり、引き続き関係機関と連携して適切な金融支援と経営支援を図ることが必要であると考えています。

このような状況下、当協会は、いわゆるゼロゼロ融資の取扱終了後も「伴走支援型特別保証」等の国・自治体による政策保証や、当協会独自の保証制度（既存保証付融資の一本化など）による金融支援に取り組んでまいりました。

令和4年4月には、本県で開催が予定されている全国和牛能力共進会やかごしま国体・かごしま大会等を契機として、観光関連産業が実施する前向きな取組みを資金面から後押しするための「おもてなし産業応援保証」を創設しました。更に6月末には県制度として保証料ゼロ、1年間実質無利子の「原油・原材料高騰等対策特別資金」が創設されており、これらの制度の特徴等を周知しながら、利用の推進を図っているところです。

また、ゼロゼロ融資の利用者に係る業況報告書を活用し、金融機関と連携して、中小企業者の現状把握に努め、個々の課題に応じて、資金繰り支援や返済緩和などの条件変更に対応するほか、専門家派遣事業による経営支援に取り組んでいます。

令和4年3月には公益財団法人かごしま産業支援センターと、中小企業者に対する支援を相互に連携・協力する旨の覚書を締結したところであり、よろず支援拠点のコーディネーターと当協会が連携して、中小企業者が抱えている売上・販路拡大などの様々な経営課題の解決に向けた本業支援を推進してまいります。

さて、コロナ禍においては非接触型やリモートでのビジネスモデルが進展しておりますが、昨年7月の新事務所移転を機に、設備面ではリモート会議等のデジタル化に対応いたしました。また、昨年から開始した信用保証書の電子交付については、県内8地域金融機関に取り扱いが拡大し、保証決定から融資実行までのリードタイムの短縮につながりました。今後も中小企業者や金融機関の皆さまの利便性の向上と業務効率化に取り組んでまいります。

当協会では新事務所移転を機に、本年4月新たな基本理念等を策定いたしました。同理念等のもと地域経済を支える中小企業者の良きパートナーとして、その未来を応援するための各般の取組みを役職員一丸となって進めてまいりますので、今後とも皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年8月

鹿児島県信用保証協会
会長 川 野 敏 彦

鹿児島県信用保証協会のあらまし

2022

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE

■ 鹿児島県信用保証協会の概要	3
■ 経営計画	5
■ 信用補完制度のしくみ	7
■ 信用保証の概要	9
■ 令和3年度の主な取組み	13
■ 広報活動	17
■ 令和3年度事業実績	19
■ 令和3年度収支報告	23
■ 基本財産	27
■ コンプライアンス態勢	28
■ 個人情報保護宣言	29
■ 役員・機構図	31
■ お問い合わせ	32

鹿児島県信用保証協会の概要

基本理念等

昭和50年4月に制定した「経営理念・経営方針・執務三則」が制定後47年を経過したことや、その間に信用保証協会を取り巻く環境が大きく変化していること等を踏まえて、令和4年4月、「基本理念・ビジョン・行動指針」を新たに制定いたしました。

策定に当たっては、公募した職員7名による経営理念等検討委員会を設置し、全職員を対象とした意識調査や意見交換会等を実施するなど、役職員全員参加のもと、真摯かつ丁寧に議論を進めました。

新たな基本理念のもと、職員一人ひとりが、誇りとやりがいを持ち、関係機関との連携・協力を大切にしながら、信用保証と経営支援を通じて中小企業等の支援に努め、当協会の公的使命と社会的責任を果たしていけるよう取り組んでまいります。

(令和4年4月1日施行)

基本理念

私たちは、信用保証と経営支援を通じて鹿児島を支える中小企業の未来を応援し、地域経済の活力ある成長・発展に貢献します。

ビジョン

私たちは、常に中小企業に寄り添いながら、その可能性を後押しし、一歩を踏み出す力になる保証協会を目指します。

行動指針(私たちの5つの誓い)

- 1 中小企業とともに歩むパートナー**
私たちは、中小企業に信頼され親しまれる良きパートナーとして、ともに歩み、ともに成長を喜びます。
- 2 関係機関との連携**
私たちは、金融機関や中小企業支援機関等との連携・協力を大切に、一体となって中小企業を支えます。
- 3 不断の挑戦**
私たちは、固定観念にとらわれることなく、常に時代の変化を感じ、積極的に自己研鑽に取り組み、挑戦する人間を目指します。
- 4 働きがいのある職場**
私たちは、コミュニケーションを重んじ、互いを尊重しあえる働きがいのある職場づくりに努めます。
- 5 地域社会への貢献**
私たちは、鹿児島に誇りを持ちながら、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組みます。



一歩を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

プロフィール

創立	昭和23年10月12日
根拠法律	信用保証協会法に基づく法人
事務所	鹿児島市加治屋町14番3号
常勤役職員数	59名(令和4年7月末現在)
基本財産	162億37百万円(令和4年3月末現在。以下同じ)
保証債務残高	27,126件 2,837億37百万円
利用企業者数	17,096企業
保証利用率(※)	34.3%

(※)保証利用率=利用企業者数17,096企業÷県内の中企業者数49,915企業



沿革

昭和23年10月	社団法人鹿児島県信用保証協会 創立総会
昭和23年12月	社団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可・事務所開設 (鹿児島市築町1番地 鹿児島商工会館内)
昭和25年 2月	財団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可
昭和28年 8月	信用保証協会法施行
昭和29年 7月	信用保証協会法に基づく組織変更許可
昭和29年 8月	特殊法人に組織変更登記
昭和42年 6月	事務所移転(鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内)
令和 3年 7月	事務所移転(鹿児島市加治屋町14番3号)

ロゴ・キャッチコピーについて



一歩を踏み出す力になりたい

【ロゴ】

桜島をモチーフにしています。
「KAGOSHIMA GUARANTEE」の「K」と「G」を意匠化し、中小企業者等の発展を躍動する桜島の裾野の末広がりで表現しています。

【キャッチコピー】

信用保証だけでなく、創業・経営改善・事業再生・事業承継など、さまざまな形の積極的な支援をイメージしています。

経営計画

第6次中期事業計画

令和3年度～令和5年度

県内の経済動向や中小企業者等を取り巻く環境等を踏まえ、中小企業者等の資金繰り支援、経営改善、生産性向上をより一層推し進めていくため、令和3年度から令和5年度までの3か年間に於いて、以下の業務運営方針に掲げる事項について取り組んでまいります。

- 1 新型コロナの影響を踏まえた資金繰り支援等
- 2 保証利用の推進
- 3 中小企業者等の経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化
- 4 経営支援・事業再生支援等の充実・強化
- 5 適時・的確な代位弁済の履行
- 6 効率的な求償権の管理・回収等
- 7 安定的かつ効率的な協会経営及びリスク管理体制の確立に向けた取り組み並びに地方創生等への貢献

令和4年度経営計画

業務環境

1 鹿児島県内の景気動向

最近の鹿児島県内の景気動向は、昨年9月末には新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）による制限措置が解除されたこと等により、個人消費や設備投資が回復し、業況判断DIも改善傾向に向かう等、全体的に持ち直しの動きがみられていた。

しかしながら、令和4年に入り、新たな変異株による感染者が全国的に急増し、本県でも再びまん延防止等重点措置が適用されたこと等により個人消費や観光をはじめ持ち直しの動きが一服しており、今後も新型コロナによる影響や原材料価格の動向等による下振れリスクに十分注意する状況にある。

2 中小企業を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者等」という。）を取り巻く環境は、「新型コロナウイルス感染症対応資金（民間金融機関による実質無利子無担保融資）」等の新型コロナ関連保証（以下、「コロナ関連保証」という。）や各種助成金及び特例リスク等の資金繰り支援策の効果もあり、令和3年度の企業倒産は記録的な低水準で推移している。

しかしながら、新型コロナ禍の長期化や原材料価格の動向等による企業経営への影響が懸念されるなか、コロナ関連保証の元金返済の大半が令和5年度までに開始されることから、引き続き、きめ細やかな経営支援が求められる状況にある。

また、経営者の高齢化に伴う事業承継や人手不足への対応等の課題も残っており、中小企業を取り巻く環境は、依然として非常に厳しい状況にある。

業務運営方針

1 新型コロナの影響を踏まえた資金繰り支援等

新型コロナによる影響を受けた中小企業者等を支援するため、引き続き「伴走支援型特別保証制度」等の国・自治体による政策保証や当協会独自の保証制度を活用し、中小企業者等の安定的な資金繰りを支援する。

また、コロナ関連保証に係るモニタリング報告書を活用し、企業訪問等を通じてその経営状況の把握に努め、必要に応じてプッシュ型支援を行う等、金融機関や関係機関との連携のもと、適切な経営支援を行う。

2 保証利用の推進

中小企業者等の資金繰りの円滑化、経営課題の解決等に対応するため、新たに創設した県内観光関連産業の前向きな取り組みを支援する制度をはじめとする各般の保証制度の利用推進や個々の実情に応じたきめ細やかな対応に引き続き努める。

また、保証審査にあたっては、的確でスピーディな処理に努めるとともに、事務手続きの見直しや徴収書類の簡素化等による利便性向上を図る。

3 中小企業者等の経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化

中小企業者等の経営改善・生産性向上を促すには、個々の実態把握が重要であることから、金融機関との対話を通じて、連携・協力体制の構築に取り組むとともに、金融機関等との連携推進保証制度の活用を図る。

4 経営支援・事業再生支援等の充実・強化

地域経済の活性化に資するため、創業者へのスタートアップ支援や事業再生計画等に基づいた資金調達支援、事業承継特別保証制度の活用等、個々の中小企業者等のライフステージにおける様々な局面に即した経営支援を行う。

5 適時・的確な代位弁済の履行

金融機関との連携のもと、債権保全等適切な措置と進捗管理の徹底により、適時・的確な代位弁済の履行に取り組む。

6 効率的な求償権の管理・回収等

不動産担保が減少する一方で、第三者保証人のない求償権や法的整理による債務整理案件の増加等、求償権の回収は厳しい状況にあることから、迅速かつ効率的な管理回収に努め、回収の最大化を図る。

また、代位弁済後も事業継続中の中小企業者等に対しては、その事業の持続可能性等を検討したうえで、再チャレンジ支援に取り組む。

7 安定的かつ効率的な協会経営及びリスク管理体制の確立に向けた取り組み並びに地方創生等への貢献

新たに制定した基本理念のもと、中小企業者等や関係機関から信頼される組織として、公的使命と社会的責任を果たしていくため、安定的で効率的な協会運営に努める。

また、引き続き人材育成や働きやすい職場環境の整備、デジタル化の推進や各種業務の効率化、リスク管理体制の確立等に取り組む。

さらに、中小企業者等や関係機関に信用保証制度の仕組みや役割等について理解を深めてもらうため、様々な広報媒体を用いた積極的な情報発信に取り組むとともに、地域により深く根ざし、公的な役割を果たしていくため、地方創生等への貢献にも努める。

事業計画額

令和4年度の保証承諾等の主な業務数値（計画額）は、次のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	450億円	60.0%
保証債務残高	2,620億円	90.7%
代位弁済	32億円	82.1%
実際回収	5.2億円	91.2%

信用補完制度のしくみ

信用補完制度

信用補完制度は、中小企業等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

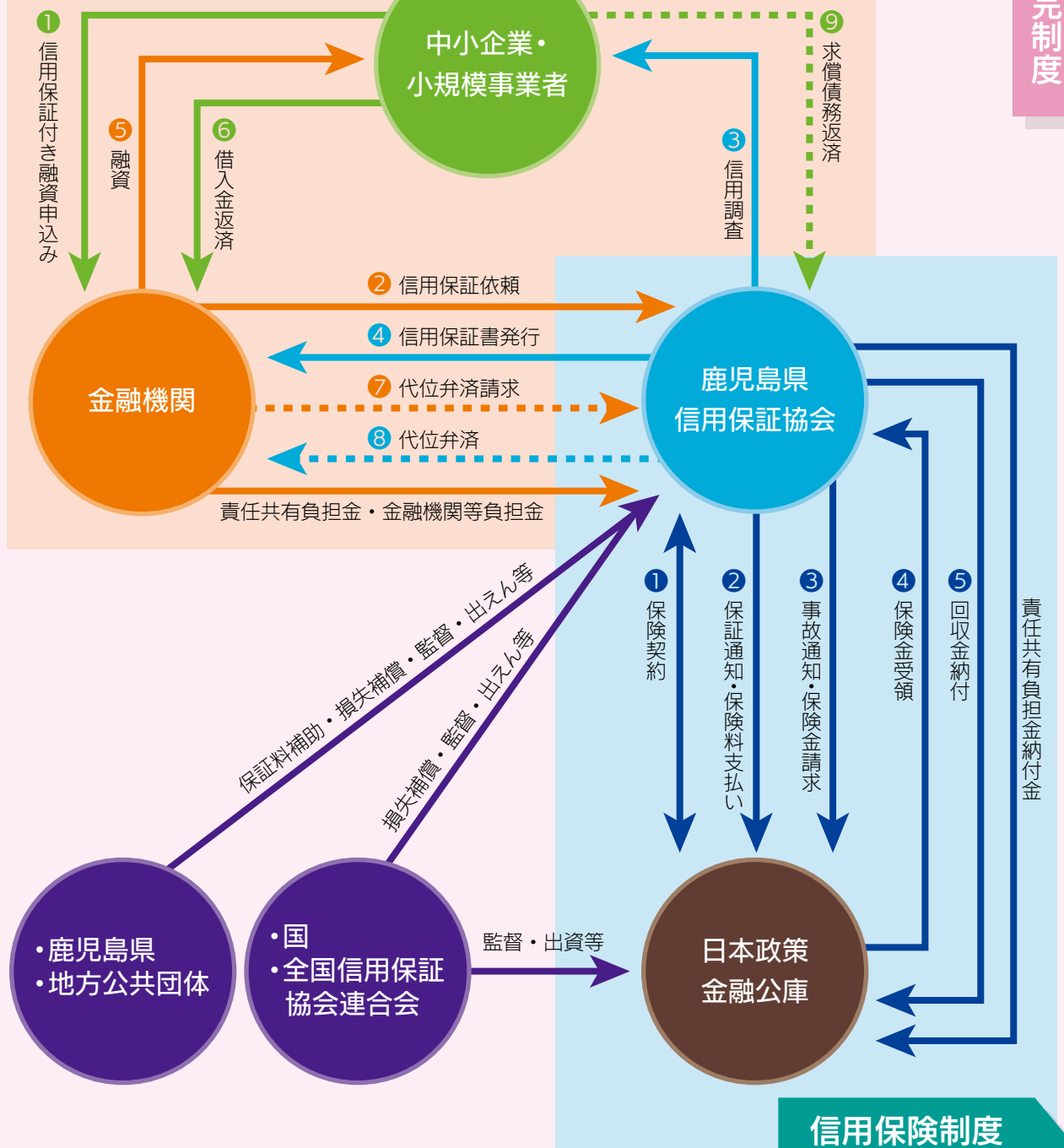
信用保証制度

- ① 中小企業等は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。
※一部の保証制度においては、商工会議所・商工会でも申込みすることができます。
- ② 金融機関は、協会に信用保証を依頼します。
- ③ 協会は、中小企業等に対して信用調査をします。
- ④ 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業等に融資をします。このとき中小企業等は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- ⑥ 中小企業等は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- ⑦ 万が一、中小企業等が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- ⑧ 協会は、⑦の請求に基づき、中小企業等に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- ⑨ 協会は、中小企業等に対する求償権を得て債権者となり、中小企業等は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

- ① 協会が、中小企業等のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫の間で締結します。
- ② 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、①の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに保険料を支払います。
- ③ 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知（事故通知）し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- ④ 協会は、③の請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率（代位弁済額の元金の通常 70%または 80%）で保険金を受領します。
- ⑤ 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。

信用保証制度



信用保証の概要（1）

信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店（※1）または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居（※2）または事業所のいずれかを鹿児島県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人（以下、「医療法人等」といいます。）、特定非営利活動法人（NPO 法人）で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 （飲食店を含みます）	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業・建設業・運送業・旅行業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤおよびチューブ 製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。）	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種等】

農業（一部の保証制度を除きます。）、林業、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体（医療法人等及びNPO法人を除きます。）等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

【その他】

- ①許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- ③手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた（法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6ヵ月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。）
- ④電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた（法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6ヵ月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。）
- ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた
- ⑥借入れについて返済を延滞しているかた
- ⑦休眠会社
- ⑧会社更生、民事再生法等法的整理または私的整理手続中（申立中を含みます。）のかた
- ⑨保証申込について、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。
また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人（NPO 法人）	2 億 8,000 万円
組合	4 億 8,000 万円

- ★このほかに、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等の別枠保証もあります。
- ★他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内である必要があります。
- ★他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

一般保証の場合

運転資金	15 年以内
設備資金	20 年以内

★保証制度によって、保証期間は異なります。

連帯保証人

法人の場合、代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

また、個人についても原則不要となります。

ただし、実質的な経営者、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合等、一定の徴求基準があります。

経営者保証を不要とする運用を開始しています

当協会では、「経営者保証ガイドライン」の趣旨に則るとともに、下記①または②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえ、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

- ① 申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり、一定の要件を充足している場合。
- ② 申込人又は経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合。
※①及び②の要件では、保証制度は問いません。

また、一定の財務要件を満たせば経営者保証が不要となる「財務要件型無保証人保証」といった保証制度があります。

（注1）会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社（特例有限会社を含みます。）及び土業を規定する法律に基づく法人です。

（注2）資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（控え）」等の写しが必要です。

（注3）組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証申込みに際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

信用保証の概要(2)

担保

原則として、保証合計額が 8,000 万円を超える場合は、担保が必要です。
ただし、保証合計額が 8,000 万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者等には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等といった信用補完制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

保証料率体系

基本となる保証料率は、中小企業者等の財務状況に応じて9段階に区分され、弾力化しています。
保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により決算内容を評価し、一定の定性要因(非財務要因)を加味して決定されます。

例外として、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の特別な保証制度には、一律の保証料率を適用します。

※CRD：中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として設立された、中小企業に関する大規模のデータベースです。

〔リスク考慮型基準料率表〕

料率区分	(単位：年率 %)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証・当座貸越根保証のことです。

保証料率の割引

次に該当する中小企業者等は、保証料率をそれぞれ0.1%割引きます。
ただし、割引が適用されない保証制度もあります。

- ① 担保の提供がある方
- ② 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

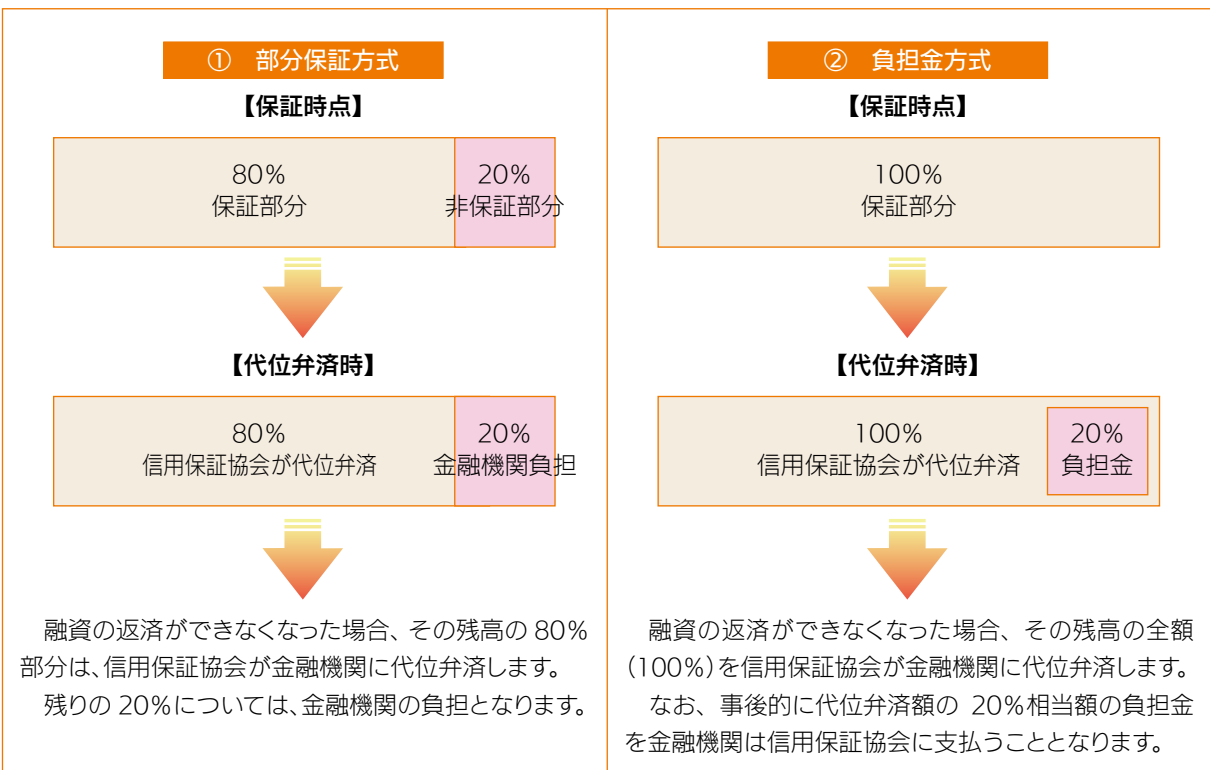
責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等に対し、適切な支援(経営支援・再生支援等)することを目的としています。

責任共有制度は、平成 19 年 10 月から導入され、従来、原則 100%であった保証付き融資は、原則として、信用保証協会が 80%、金融機関が 20%の割合で責任を共有することとなりました。

責任共有制度の概要

金融機関は、信用保証協会との間で「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかを選択し、融資に対して責任を共有します。



責任共有対象から除外される主な保証制度

- 経営安定関連保険(セーフティネット保証) 1～4号、6号の保険に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)及び創業等関連保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 経営力強化保証制度(※)
- 事業再生計画実施関連保証制度(※)
- 危機関連保証制度

※所定の要件に該当する場合のみ除外されます。

令和3年度の主な取組み(1)

新型コロナウイルス感染症に対する取組み

1. 新型コロナに対応した保証の推進

令和3年度は「伴走支援型特別保証制度」等の国や自治体の政策保証に加え、中小企業者のニーズを踏まえ、当協会独自の保証制度の創設や拡充を行い、下記の保証制度等による資金支援を実施しました。

保証制度名	制度の特徴	令和3年度実績	
		件数(件)	金額(百万円)
全国統一制度 伴走支援型特別保証制度	新型コロナの影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が継続的な伴走型支援を実施し、事業者の経営安定や生産性等の向上を図る	8	229
鹿児島県制度 新型コロナウイルス関連事業継続支援資金	国の「伴走支援型特別保証制度」の県制度版	127	1,243
鹿児島市制度 経営安定化資金(危機関連保証対応)	中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者を対象に支援国の危機関連保証制度の市制度版	62	334
協会独自制度 新型コロナ対策特別借換保証	新型コロナ関連保証制度を除く既存保証付き融資の借換の一歩化を行うことで、事業者の資金繰り円滑化を支援	57	998
協会独自制度 新型コロナ対策継続型サポート保証	金融機関及び税理士等との緊密な連携のもと、事業経営に必要な運転資金について、一括返済方式を一定期間継続することにより事業者の資金繰り円滑化を支援	68	1,048

2. 新型コロナの影響を受けている中小企業者への支援

コロナ関連保証の利用企業に係る業況報告書(半期毎に金融機関から提出)を活用し、金融機関と連携して業況把握に努め、売上が大幅に減少している先等の厳しい経営状況にある企業を抽出し、企業訪問等のフォローアップを実施しました。経営課題や経営状況に応じて、専門家派遣による経営支援、追加保証及び返済緩和の条件変更等の金融支援を実施しました。

(単位: 件)

	抽出企業数	フォローアップ結果				
		追加保証対応	専門家派遣	条件変更対応	当面の支援不要	その他
令和2年度下期報告書(7,974件)	164	4	2	1	144	13
令和3年度上期報告書(8,490件)	229	2	1	0	202	24

(注)「その他」は完済等により対象外となったもの。

また、借入条件変更を行っている大口保証企業等を重点管理企業とし、面談等で業況や経営課題等の実態把握を行い、経営支援が必要と判断した企業については、専門家派遣による支援等を実施しました。

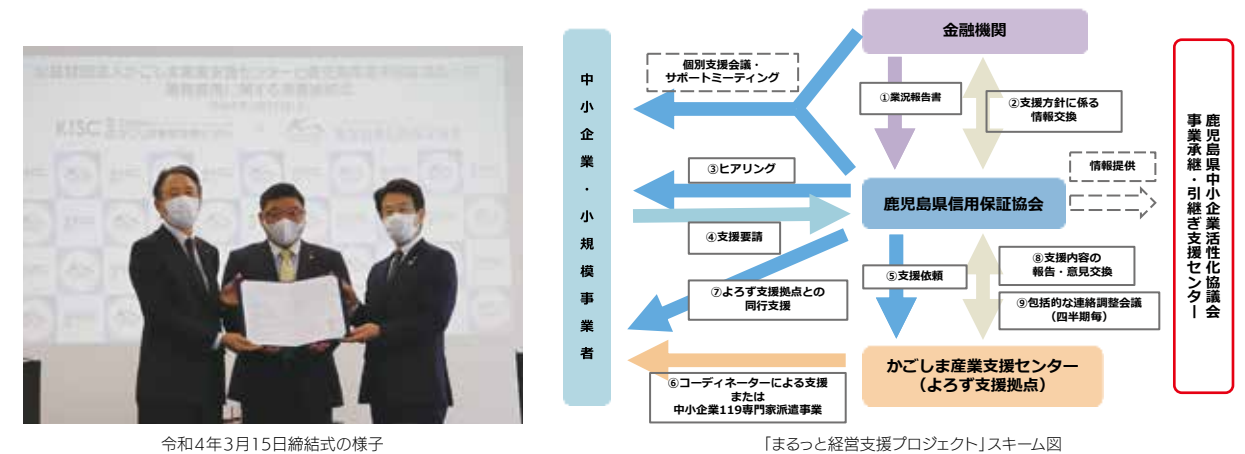
(単位: 件)

	重点管理企業数	フォローアップ結果			
		専門家派遣	条件変更対応	よろず支援拠点へのつなぎ	当面の支援不要
令和3年度	37	3	3	3	25

3. 中小企業支援機関との連携(覚書締結)

令和4年3月15日、公益財団法人かごしま産業支援センターと、県内の中小企業者等に対する支援を相互に連携・協力して実施するための覚書を締結いたしました。また、同覚書に基づいて、よろず支援拠点と当協会が連携して実施する経営課題の解決へ向けた具体的な支援の進め方を定めた確認書を締結いたしました。

今回のスキームを活用して、企業訪問等を通じて本業支援等の課題が判明した中小企業者等に対して、連携して個社支援を行う仕組み(まるっと経営支援プロジェクト)を開始しました。



創業支援の取組み

商工団体等の中小企業支援機関が開催する創業塾等に積極的に参加し、当協会の創業者向け保証制度の案内や個別相談会を実施しています。令和3年度は5機関の創業塾等に参加しました。

創業保証後も、当協会担当職員が、定期的に創業者を訪問しフォローアップに努めているほか、創業後業歴の浅い中小企業者を対象としたセミナーを毎年実施しております。

- 創業者支援セミナー(当協会主催) 開催日: 令和3年11月15日(月)
- セミナー内容: 第一部「創業者の重要課題3つ! 理念と利益と資金繰りについて」
講師: 税理士法人さくら優和パートナーズ代表社員 岩元耕児様
- 第二部「当協会による創業支援の取組について」講師: 当協会職員
- セミナー参加者: 24名、セミナー後の個別相談者 5名

【創業資金の保証承諾状況】 (単位: 件、百万円、%)

	令和3年度実績	前年比	年間計画比
件数	194	99.0	107.8
金額	816	82.3	90.6

【創業支援後のフォローアップ状況】 (単位: 件、%)

	令和3年度実績	前年比	年間計画比
回数	100	147.1	100.0



当協会の創業支援先を保証月報で紹介

令和3年度の主な取組み(2)

新事務所への移転

当協会は、54年間に渡り名山町の鹿児島県産業会館内で営業を行ってまいりましたが、令和3年7月26日から加治屋町に事務所を移転しました。明治維新に活躍した多数の薩摩の偉人が誕生した加治屋町の地で新しい歴史を刻むべく、職員一同、新たな決意を胸に、中小企業の皆様の成長発展に取り組んでまいります。

なお、新事務所の建築にあたっては、中小企業支援機関としての十分な機能・役割を遂行していくため、次の四つに留意しました。

- (1) 顧客サービスの向上に配慮した施設
- (2) 大規模災害等発生等に対する危機管理対応の強化
- (3) セキュリティ体制の強化
- (4) 必要な執務スペースの確保

【新事務所の概要】

建設地	鹿児島市加治屋町14番3号 698.12㎡ (211.55坪)
設計監理者	株式会社みのだ設計
施工者	坂本建設株式会社
事務所概要	構造：鉄骨造6階建 建築面積：479.55㎡、延床面積：2544.79㎡
工期	着工：令和2年9月4日 竣工：令和3年6月10日



入館管理システムとして、顔認証を採用しました。来館者の方は、インターホンで各階の受付を呼出し、入館する仕組みとなっています。



3階 相談室
中小企業者や金融機関との経営サポート会議を開催します。相談室はweb会議対応済です。



6階 会議室
最大72名収容できる会議室となっております。セミナー・会議等を行います。



2階～5階 執務室
職員のデスク配置については、集中とコミュニケーションを両立する背面向型のデスク配置を取入れています。

基本理念等の制定

令和3年10月に経営理念等検討委員会を設置し、全職員を対象とした意識調査や意見交換会等を実施のうえ、4月に「基本理念」「ビジョン」「行動指針」を新たに制定いたしました。

制定した「基本理念」等については、3頁をご参照ください。

休日・夜間相談窓口の設置

令和3年7月末の新事務所移転を機に、昼間に時間を取れない中小企業者からの資金繰り相談等に対応するため、同年8月から休日・夜間相談窓口を設置いたしました。

令和3年度は、休日経営相談5件、夜間経営相談1件の相談があり、相談をきっかけに創業に係る保証や専門家派遣につながった事例がありました。

令和4年度も引き続き、下記の通り休日・夜間相談窓口を実施していますので、お気軽にご相談ください。

休日相談会日時	毎週土日・祝日 9:00から17:00まで
夜間相談会日時	毎週月から金曜日 17:30から19:30まで
相談会場	鹿児島県信用保証協会 〒892-0846 鹿児島市加治屋町14-3 ※相談会は、事前予約(エントリー)制にて行います。 お問い合わせ先：鹿児島県信用保証協会経営支援部 TEL099-223-0274

保証書の電子化に対する取組み

従来、書面で発行し郵送や対面などにより受け渡していた信用保証書等について、令和3年度から信用保証書等の交付を電子化いたしました。主な特長は以下のとおりです。

- ①書面が金融機関に到着するまでのリードタイムが短縮されるため、よりスピーディーな融資実行（融資の迅速化）につながります。数多くの離島を有する当県においては、より利便性の向上となるものです。
- ②電子化データは暗号化技術を用いた高いセキュリティを確保し、電子署名・タイムスタンプを付与したうえで交付されるため、情報漏洩や信用保証書等の紛失リスクの軽減効果も見込まれます。

令和3年4月の鹿児島銀行での取扱い開始以降、3年度中に下記の通り8金融機関にて保証書電子化の取扱いを開始いただきました。

■保証書電子化の導入状況

令和3年4月	鹿児島銀行
同年6月	南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫
同年7月	鹿児島興業信用組合
同年8月	奄美大島信用金庫
同年9月	奄美信用組合
令和4年2月	宮崎銀行

保証書電子化導入済金融機関の
承諾件数シェア(令和3年度)



保証書電子化を導入いただいた8金融機関の保証承諾件数は、令和3年度承諾件数全体の97.3%を占めます。

保証事務手続き簡素化の取組み

利用者の利便性向上のため、令和3年4月から信用保証申込書や信用保証依頼書の押印欄を廃止しました。また、7月から、従前は協会への申込時に提出いただいていた信用保証委託契約書の徴求時期を、金融機関が金銭消費貸借契約書を締結する融資実行時と同時期に変更することで、申込時の書類が少なくなりました。令和4年4月からは保証条件変更申込書や保証条件変更依頼書についても押印欄を廃止しています。

広報活動

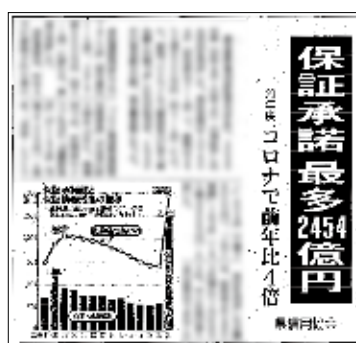
当協会では、より多くの中小企業者の皆さまに「信用保証」や「経営支援の取組み」等、当協会の取組みについて理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。

マスメディアの活用

新聞等に対しプレスリリースや広告掲載を積極的に行っています。



鹿児島建設新聞 広告掲載
(令和4年1月18日付)



南日本新聞 記事掲載
(令和3年4月22日付)



南日本新聞 記事掲載 (令和3年6月23日付)

保証月報の発刊

情報誌として月次で発刊する「保証月報」では、制度創設・改正、統計データ等についてタイムリーに情報開示を行っています。



パンフレットの作成

鹿児島県制度融資や協会保証制度等を一覧にした「信用保証制度のご案内」や、各種パンフレットを作成しています。



ホームページの活用

ホームページでは、保証制度や金融支援に関する情報、イベント／セミナーに関する情報等、さまざまな当協会の取組みを幅広く掲載しているほか、「保証料シミュレーション」等、便利なツールも利用できます。



ホームページアドレス <https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

LINEでの情報配信

当協会は、LINEのメッセージ配信機能と投稿機能を使用し、制度案内、各種セミナー情報等、多岐にわたる情報を配信しています。

LINE登録者数は、令和4年3月末時点で1,806名(前年度末より272名増加)となり、全国の信用保証協会のなかでLINE登録者数1位を維持しています。



LINE公式
アカウント
最新情報や経営
支援に役立つ情
報を配信!

ノベルティグッズの活用

令和元年度から県のかごしま特産品コンクールに協賛し、その受賞作品の中からノベルティグッズを選定しています。

3年度は「もくもく(MOKUMOKU)ティッシュケース」(元年度の特産品協会賞)を採択しました。桜島をモチーフとし、取り出す際のティッシュを煙に見立てたデザインで、実用性と面白さを兼ね備えています。

その他、鹿児島市内で雑貨店等をされているカゴマニアさんに、鹿児島島の方言をモチーフとしたデザインでエコバッグを作成いただきました。いずれのグッズも大変好評をいただいております、今後も県産品による様々なグッズを作製していきます。



カゴマニア
デザイン
エコバッグ



もくもく(MOKUMOKU)ティッシュケース

かごしま国体・かごしま大会及び鹿児島ユナイテッドFCへの協賛

令和5年度に開催される「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」に協賛・募金をしています。

また、鹿児島ユナイテッドFCの「鹿児島をもっとひとつに」という理念のもと、ALL鹿児島で地域を盛り上げようとするクラブの活動に共感、賛同し、JFLリーグに参入した2014年から協賛し、応援しています。



大学等へ出張講座やインターンシップを実施

大学等の教育機関と連携して、創業マインドの醸成や金融リテラシー向上を目的とした講義を開催しました。

また、鹿児島商工会議所と連携したインターンシップや当協会主催のインターンシップも実施いたしました。

■令和3年度実施状況	
8月19日	かごしま課題解決型インターンシップに参加(鹿児島商工会議所主催)
9月6日～8日	当協会主催インターンシップ実施
11月15日	鹿児島国際大学にて出張講義実施
1月21日	志学館大学にて出張講義実施(オンライン開催)



鹿児島国際大学での出張講義の様子

令和3年度は前年度のゼロゼロ融資等のコロナ関連保証制度の終了後、新たな資金需要は落ち着いていたことから、保証承諾は前年度比20.3%（計画比60.5%）の約499億円となりました。

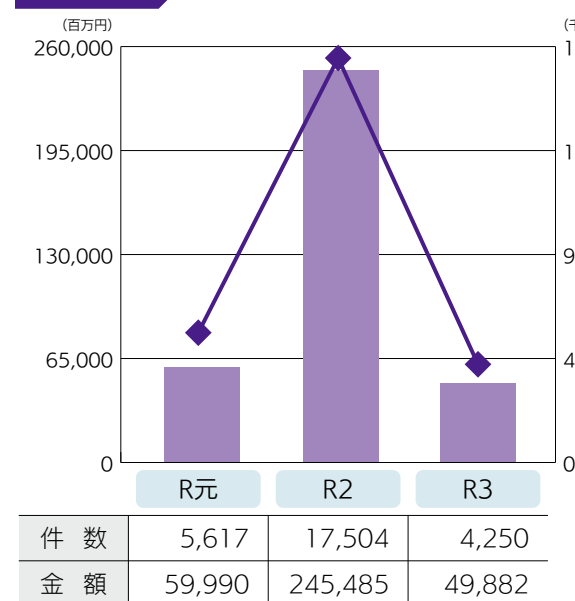
業種別（20頁）でみると、建設業が140億円（構成比28.0%）と最も高く、次いで飲食業を含む小売業96億円（19.2%）、サービス業89億円（17.9%）などとなり、保証制度別（22頁）でみると、協会制度が144億円（構成比28.9%）、県制度307億円（61.6%）、鹿児島市制度47億円（9.5%）となっています。

保証承諾の減少に伴い、保証債務残高は前年度比97.2%（計画比98.2%）の約2,837億円となりました。

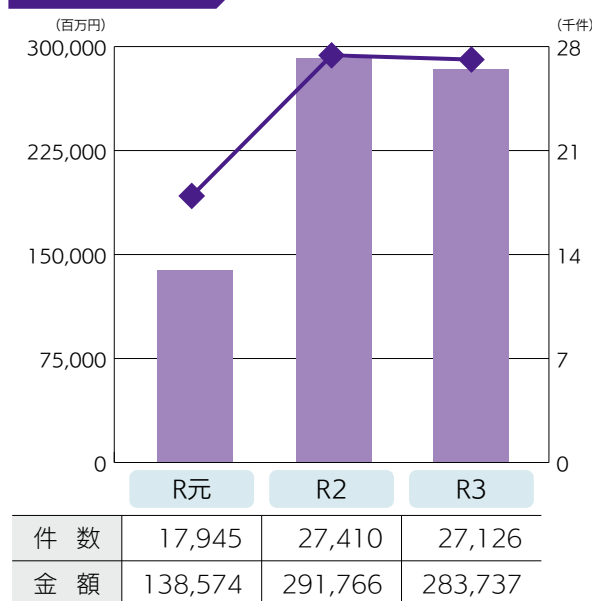
代位弁済については、積極的な資金繰り支援や条件変更への弾力的な対応などが奏功し、前年度より6億円減少し、13.7億円（計画比35.0%）となりました。

求償権の回収は、有担保求償権の減少、第三者保証人の原則非徴求、法的措置による債務整理案件の増加等により厳しい環境にあることから、前年度比88.1%（計画比95.6%）の5.5億円となりました。

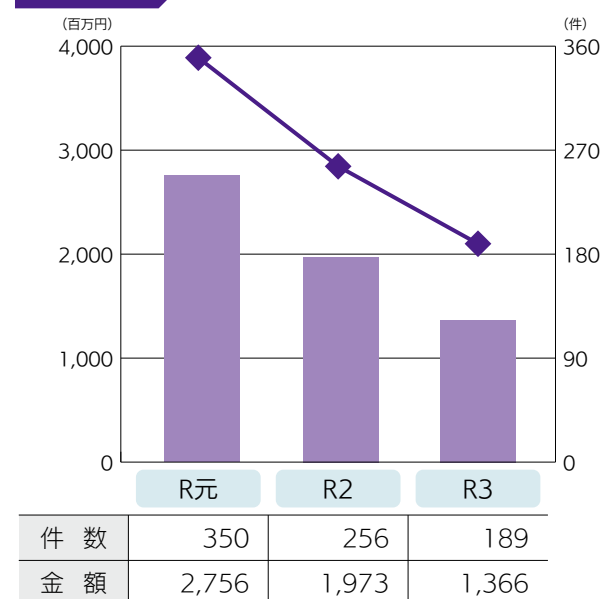
保証承諾



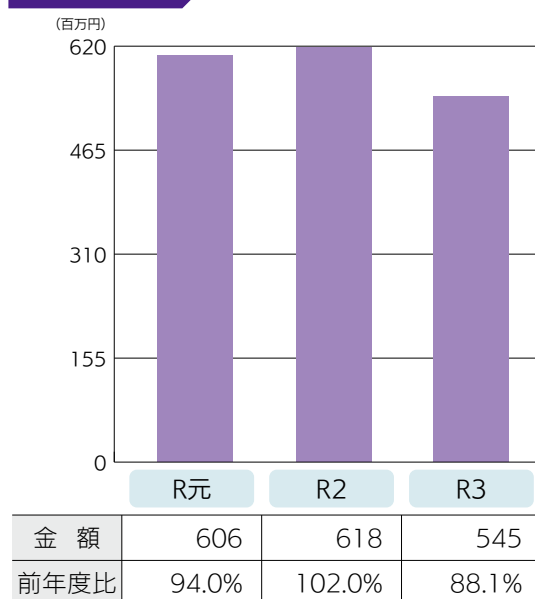
保証債務残高



代位弁済



求償権回収

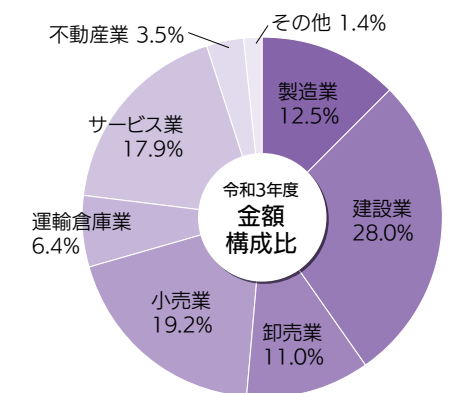


業種別実績

保証承諾

（単位：件、百万円、%）

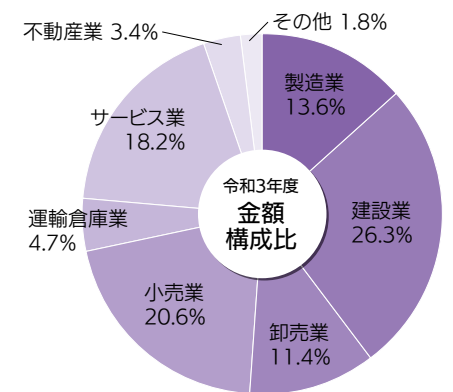
区分	件数	金額	前年度比	構成比
製造業	451	6,256	19.0	12.5
建設業	1,291	13,987	20.6	28.0
卸売業	295	5,511	19.3	11.0
小売業	1,021	9,563	18.8	19.2
運輸倉庫業	155	3,195	27.6	6.4
サービス業	868	8,943	21.1	17.9
不動産業	108	1,729	21.3	3.5
その他	61	698	21.1	1.4
合計	4,250	49,882	20.3	100.0



保証債務残高

（単位：件、百万円、%）

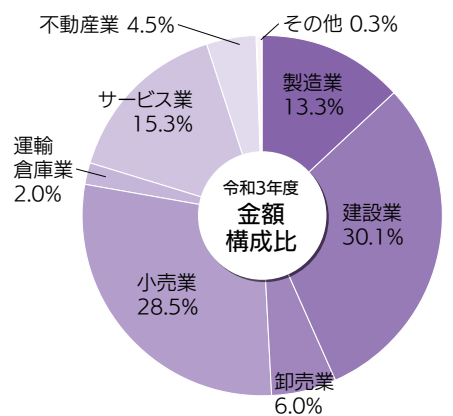
区分	件数	金額	前年度比	構成比
製造業	3,081	38,545	98.7	13.6
建設業	6,829	74,632	94.2	26.3
卸売業	2,130	32,485	97.5	11.4
小売業	7,123	58,556	97.2	20.6
運輸倉庫業	863	13,359	99.1	4.7
サービス業	5,685	51,579	99.7	18.2
不動産業	875	9,570	99.3	3.4
その他	540	5,012	98.4	1.8
合計	27,126	283,737	97.2	100.0



代位弁済

（単位：件、百万円、%）

区分	件数	金額	前年度比	構成比
製造業	20	182	64.0	13.3
建設業	57	411	90.5	30.1
卸売業	11	82	34.2	6.0
小売業	58	389	72.8	28.5
運輸倉庫業	2	27	23.2	2.0
サービス業	35	209	77.5	15.3
不動産業	4	62	90.9	4.5
その他	2	4	53.1	0.3
合計	189	1,366	69.2	100.0



収支報告（1）

貸借対照表

（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	16,237,908,232
現 金	0	基 金	5,788,737,000
小 切 手	0	基 金 準 備 金	10,449,171,232
預 け 金	10,597,352,486	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	7,695,420,012
普 通 預 金	4,567,784,541	責 任 準 備 金	1,708,579,494
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	90,905,378
定 期 預 金	6,020,000,000	退 職 給 与 引 当 金	484,671,052
郵 便 貯 金	9,567,945	損 失 補 償 金	5,504,858,989
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	283,737,274,689
有 価 証 券	23,101,690,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	0	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	23,099,690,000	借 入 金	0
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	1,281,538,837	雑 勘 定	9,764,692,002
事 業 用 不 動 産	1,223,583,341	仮 受 金	0
事 業 用 動 産	57,955,496	保 険 納 付 金	29,798,204
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	4,196,281
損 失 補 償 金 見 返	5,504,858,989	未 経 過 保 証 料	9,730,240,844
保 証 債 務 見 返	283,737,274,689	未 払 保 険 料	456,673
求 償 権	347,101,445	未 払 費 用	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	654,493,402		
仮 払 金	321,988		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	70,612,000		
連 合 会 勘 定	2,751,255		
未 収 利 息	38,564,497		
未 経 過 保 険 料	542,243,662		
合 計	325,224,309,848	合 計	325,224,309,848

財産目録

（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	責 任 準 備 金	1,708,579,494
預 け 金	10,597,352,486	求 償 権 償 却 準 備 金	90,905,378
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	484,671,052
有 価 証 券	23,101,690,000	損 失 補 償 金	5,504,858,989
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	283,737,274,689
動 産 ・ 不 動 産	1,281,538,837	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	5,504,858,989	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	283,737,274,689	雑 勘 定	9,764,692,002
求 償 権	347,101,445		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	654,493,402		
合 計	325,224,309,848	合 計	301,290,981,604
		正 味 財 産	23,933,328,244

貸借対照表の用語解説

有価証券

代位弁済の支払準備資金として、地方債・社債等を保有しています。

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

借 方
預け金
有価証券
不動産等
求償権
未経過保険料
その他

借 方
基本財産
制度改革促進基金
収支差額変動準備金
責任準備金
求償権償却準備金
退職給与引当金
未経過保証料
未払保険料
その他

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により、基本財産の増強が必要となった場合には、これを切り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降に係わる保証料）を計上しています。

収支計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

科	目	金	額
経	常	収	入
保	証		3,536,847,679
預	け	金	2,821,846,011
有	価	証	361,550
調	査	利	251,248,101
延	滞	保	0
損	害	証	0
事	務	補	7,916,290
責	任	共	70,859,830
雑	収	有	373,595,000
経	常	支	出
業	務	費	11,020,897
役	職	員	2,277,808,441
退	職	給	773,988,298
そ	の	他	392,094,361
旅		費	33,289,427
事	務	費	105,749,903
賃		料	68,200
動	産	・	81,697,011
信	用	不	32,669,631
債	権	調	39,680,591
指	導	管	5,594,035
負	担	理	20,181,718
借	入	普	17,129,057
信	用	及	45,834,364
責	任	金	0
雑	支	利	1,346,196,817
経	常	収	支
経	常	外	収
償	却	求	償
責	任	準	備
求	償	権	償
求	償	権	補
保	険	補	て
損	失	補	償
補	助	補	て
そ	の	他	収
経	常	外	支
求	償	権	償
譲	受	債	権
有	価	証	券
雑	勘	定	償
退		職	金
責	任	準	備
求	償	権	償
そ	の	他	支
経	常	外	収
制	度	改	革
収	支	差	額
当	期	収	支
収	支	差	額
基	本	財	産

収支計算書の用語解説

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

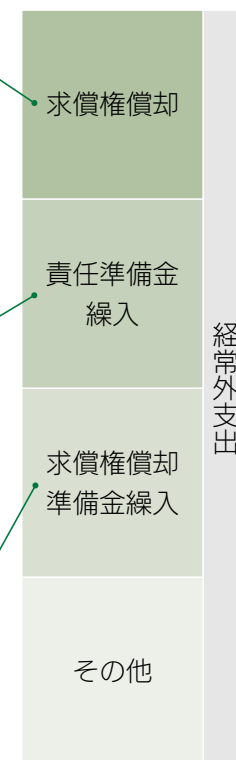
景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高等に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

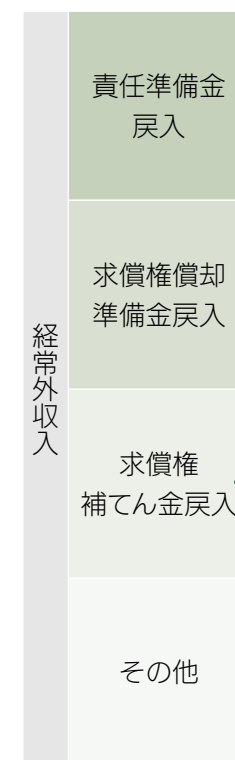
協会資産の健全性を保つことから、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

半額を基本財産に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。



当期収支差額



保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額が計上されています。

預け金利息等

金融機関に対する預け金の受取利息と、代位弁済の支払準備資金として保有している地方債・社債からの利息配当金です。

求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金からなっています。

基本財産

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の42.8倍（定款倍率）となっています。

基本財産の構成

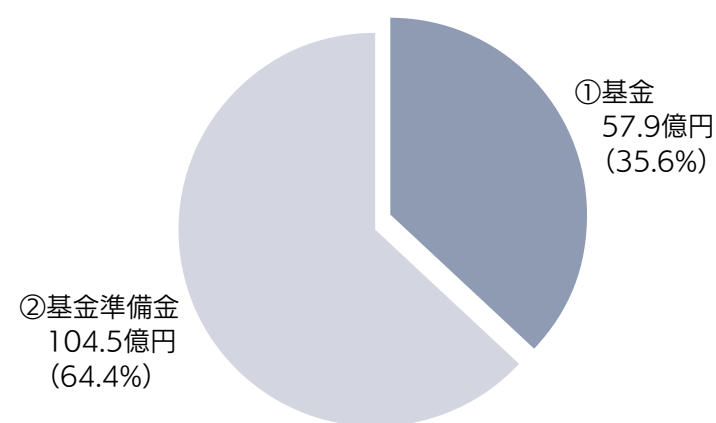
基本財産とは、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、地方公共団体と金融機関等負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎年事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

（令和4年3月末現在）

基本財産 162億3,791万円		
① 基金		57億8,874万円
	出えん金	44億0,734万円
	金融機関等負担金	13億8,140万円
② 基金準備金		104億4,917万円



コンプライアンス態勢

当協会は、公共性と社会的責任の重みを常に認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、実践に係る基本方針として「鹿児島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス委員会を中心とした組織体制を整えています。

また、反社会的勢力や不正利用者に対して関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

鹿児島県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールへの厳格な遵守

- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

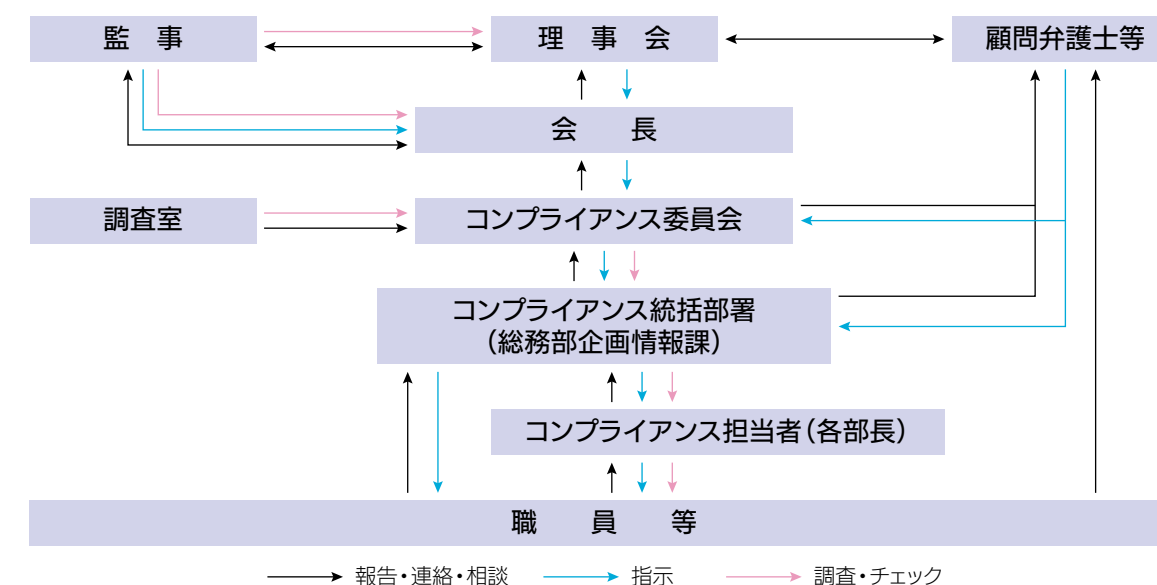
反社会的勢力との対決

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

- 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28. 8. 10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1)個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2)個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3)個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4)個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5)個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6)保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

(7)保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)(7)の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

(8)質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9)開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	〒892-0846 鹿児島市加治屋町14番3号
電話番号	099-223-0273
部 署 名	総 務 部

役員・機構図

お問い合わせ

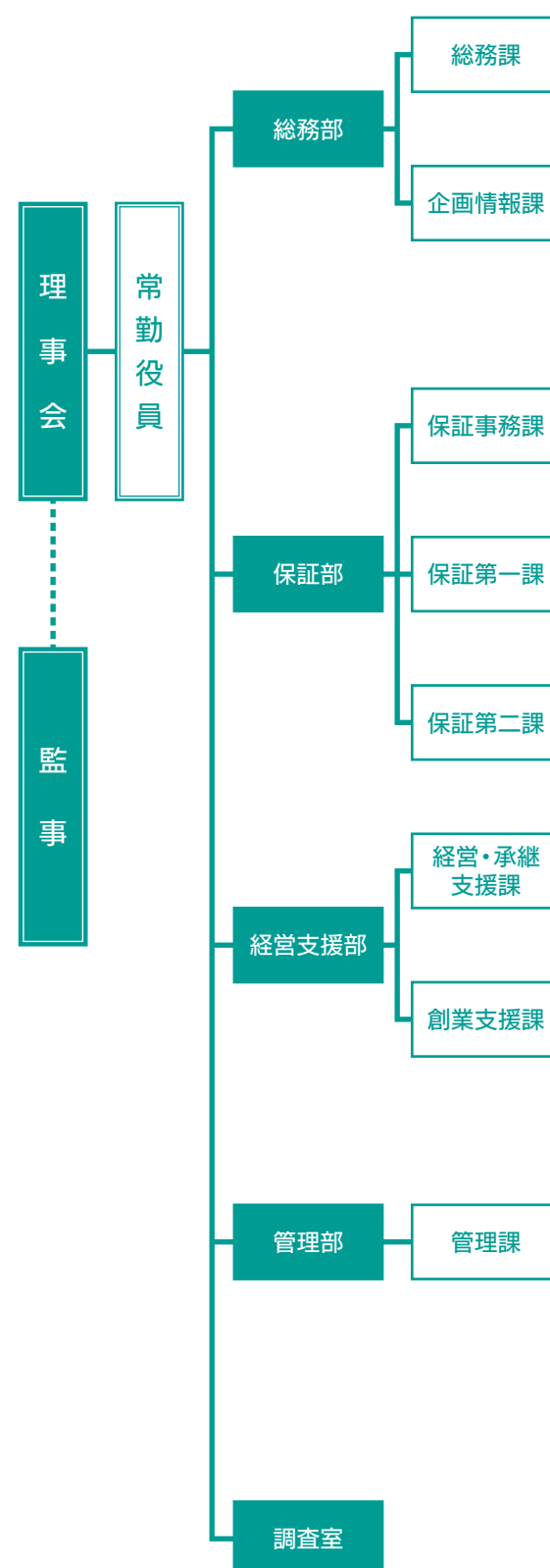
役員

(令和4年6月1日現在)

会 長	川 野 敏 彦
専務理事	五 田 嘉 博
常務理事	南 明 彦
理 事	平 林 孝 之 鹿児島県商工労働水産部長
理 事	岩 切 賢 司 鹿児島市産業局長
理 事	小 正 芳 史 鹿児島県中小企業団体中央会会長
理 事	森 義 久 鹿児島県商工会連合会会長
理 事	岩 崎 芳 太 郎 鹿児島商工会議所会頭
理 事	松 山 澄 寛 鹿児島銀行取締役頭取
理 事	斎 藤 眞 一 南日本銀行取締役頭取
理 事	永 倉 悦 雄 鹿児島相互信用金庫理事長
理 事	中 俣 義 公 鹿児島信用金庫理事長
理 事	満 田 學 鹿児島興業信用組合理事長
監 事	相 星 明 宏
監 事	永 野 和 行 鹿児島県町村会副会長(肝付町長)
監 事	大 藺 豊 税理士

機構図

(令和4年6月1日現在)



お問い合わせ窓口

部署名	主な業務内容	電話番号	FAX番号
保証部(代表)		099-223-0271	099-222-1093
保証事務課	信用保証申込受付、信用保証書発行	099-210-7365	
保証第一課	保証審査(創業除く)	099-210-7362	
保証第二課		099-210-7364	
経営支援部(代表)		099-223-0274	099-210-7397
経営・承継支援課	条件変更審査、経営支援・再生支援、期中管理、事故報告、事業承継支援	099-210-7369	
創業支援課	保証審査(創業)	099-210-7367	
管理部(代表)		099-223-0272	099-223-0318
管理課(回収部門)	求償権の管理・回収	099-210-7390	
管理課(代位弁済部門)	代位弁済、保険金請求・納付	099-210-7391	
総務部(代表)		099-223-0273	099-223-6399
総務課	人事、給与、労務管理、予算決算、庶務、研修	099-210-7381	
企画情報課(企画部門)	経営計画策定・評価、広報、統計、コンプライアンス、個人情報保護	099-210-7387	
企画情報課(電算部門)	電算システム運用・管理	099-223-0654	

アクセス



〒892-0846
鹿児島県鹿児島市加治屋町14-3

[5階] 総務部
[4階] 管理部
[3階] 経営支援部
[2階] 保証部

●市電「高見馬場」電停下車 徒歩2分
●バス「加治屋町」バス停下車 徒歩3分

※お車で越しの際は、1階お客様駐車場をご利用ください。

2022

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>



公式サイト



LINE



熱い鼓動
風は南から

2023



燃ゆる感動 **かごしま国体**

—— 特別国民体育大会 ——

燃ゆる感動 **かごしま大会**

—— 特別全国障害者スポーツ大会 ——

鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC



かごんまの色

【まっぼしーん編】

鹿児島県信用保証協会は、
「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」・
「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。

このパンフレットは「かごんま
の色 まっぼしーん」を使用
し制作しています。